平成２６年（フ）第５７９号
福岡県太宰府市朱雀４丁目18番40号福栄コーポ201号
債務者　本山　英慈
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８１号
福岡市博多区住吉２丁目13番６―1106号
債務者　園田　克彦
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８３号
福岡市城南区別府１丁目22番16―204号
債務者　園　二美代
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６００号
福岡市博多区住吉４丁目29番25―420号
債務者　兼武　　瞳
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６０９号
福岡市博多区板付４丁目３番８号
債務者　篠田　由加
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１２号
福岡市東区原田４丁目26番20号
債務者　小島　隆弘
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１３号
福岡市東区原田４丁目26番20号
債務者　小島　智子
1　決定年月日時　平成26年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６１５号
福岡県宗像市自由ヶ丘南２丁目16番地９
債務者　阿南　恭兵
1　決定年月日時　平成26年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７号
福島県いわき市平下平窪字大念仏５番地の４
債務者　樫村　勝人
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第９１号
茨城県鉾田市徳宿3100番地
債務者　箕輪　健一
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８号
茨城県水戸市桜川２丁目４番９―301号　ホワイトハイツ
債務者　名川　悦子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
茨城県鉾田市鉾田1560番地１　田山アパート
債務者　橋本久仁子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３７５号
京都府京田辺市薪小欠６番地の２
債務者　露久志征洋
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４４号
京都市右京区西院三蔵町１番地７　西院団地709
債務者　澤井　俊和
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
兵庫県姫路市北平野６丁目１番66―207号
スカイコート姫路、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東出281番地９
債務者　西山　孝幸
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５号
鳥取県東伯郡三朝町大字本泉660番地５
債務者　平井喜世子
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７１号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜３丁目４番34―402号
債務者　河下　清美（旧姓畑井）
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
広島地方裁判所民事第４部